

上下水道局検針・徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問・回答

1 実施要領について

No.	質問項目/該当頁	質問事項	回答
1	10 業務提案書等の内容/8 頁	業務提案書の作成にあたっては、指定様式を使用すればページ数は増やしても構いませんか。	問題ありません。
2	10 業務提案書等の内容/8 頁	各様式に文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするよう記載がありますが、イラストや表を用いて表現する場合はこの限りではございませんでしょうか。	問題ありません。
3	6 業務従事者の選任基準及び参考人員配置/6 頁 仕様書第 11 条/2 頁	仕様書に「受注者は、自己の責任において、委託業務に従事する業務従事者を確保しなければならない。なお、業務従事者については、受注者において募集し、採用するものとする。」とあり、実施要領に参考人員配置の記載があります。システムへの操作権限者登録、操作方法の研修、業務執行方法の発注者への確認及び従事者への研修等を鑑みますと、業務開始日（令和 9 年 4 月 1 日）の 2 か月前には、検針員約 45 名を含む人員体制が整理されている必要があるとの認識でよろしいでしょうか。また、現受託者の業務従事者の雇用継続について、発注者があつせん・調整等を行う予定はありますでしょうか。	前段部分については、ご認識のとおりです。 現受託者の業務従事者の雇用継続について、発注者があつせん・調整等を行いません。
4	10 業務提案書等の内容/8 頁	「それぞれ業務従事者マニュアルを添付する」とありますが、ノウハウに抵触する部分も含まれる為、本プロポーザルの審査以外では使用せずに、破却・保管されるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご提出いただく業務マニュアル（案）を含む業務提案書等は、本市が職務上取得した文書及び電磁的記録であるため、公文書として松本市文書等管理規程に基づいて管理します。 また、公文書公開請求に対しては、松本市情報公開条例に則り

			対応します。
5		本業務の実施にあたり、J V又はS P Cを設立して参加及び契約は可能でしょうか。可能な場合、構成員の要件など、条件があればご教示ください。	参加者資格要件（実施要領 4 頁、5 頁）の(7)で本業務委託内容と同種又は類似業務について、公告の日から過去5年間に、給水人口20万人以上の水道事業体との受託実績（一括、単体の業務受託形態は問わない。）を3年以上有する者であることを要件としています。よって、本業務の実施にあたって設立したJ V又はS P Cですと、上記要件を満たさないため、参加は認められません。

2 松本市上下水道局公告第33号について

No.	質問項目/該当頁	質 問 事 項	回 答
1	4(4)/3 頁	審査委員会の構成員をご教示ください。また、外部識者はいらっしゃいますか。	委員構成については、審査委員会の事前、事後を問わず、非公開です。

3 評価基準書について

No.	質問項目/該当頁	質 問 事 項	回 答
1	7 本市が期待する提案3(イ)/6 頁	給水停止解除等は、休日を除く8:30~17:15 までに行うのが望ましいとありますが、現行体制にて夜間待機等に行っていないという認識でよろしいでしょうか。	現行体制については、次のとおりです。 給水停止の解除及び給水停止の中断に伴う開栓施工は、休日を除く18時頃まで行っています。 給水停止執行日は20時まで待機し、問い合わせへの対応を行っています。

4 仕様書について

No.	質問項目/該当頁	質 問 事 項	回 答
1	第7条/1 頁	昨年の休日等時間外での出動件数が分かればご教示ください。	休日等営業時間外における年間の出動件数は、以下のとおりで

2	第7条第2項/2頁	「業務上必要な場合は・・・」とありますが、昨年度の営業時間外調査・施工業務の件数と内容内訳をご教示願います。	す。内容は、漏水対応、開閉栓施工です。 <table><tr><td></td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>出勤</td><td>6件</td><td>9件</td></tr><tr><td>電話対応</td><td>7件</td><td>6件</td></tr><tr><td>宿日直から電話報告</td><td>4件</td><td>6件</td></tr></table> この他に、現受託者従業員による休日検針（量水器ボックス上に車がある箇所等）を年間36件行っています。		令和6年度	令和7年度	出勤	6件	9件	電話対応	7件	6件	宿日直から電話報告	4件	6件
	令和6年度	令和7年度													
出勤	6件	9件													
電話対応	7件	6件													
宿日直から電話報告	4件	6件													
3	第7条/1頁	「冬期間は、凍結破損事故に対応するため、休業日においても必要に応じ開閉栓業務を行うものとし」と記載されていますが、令和6年度及び令和7年度において対応した件数をご提示ください。													
4	第7条第2項/2頁	「2 受注者は・・・・凍結破損による漏水の発生及び近隣の通報があった場合、営業時間外においても調査・施工等の業務を行わなければならない」と記載されていますが、道路配管から噴水している等の通報対応も、本業務に含まれるのかご教示ください。													
5	第3条第1項第7号/1頁	貸与されている上下水道料金システムの端末研修について、発注者又は発注者の契約先事業者による操作研修は実施して頂けるでしょうか。 実施されない場合、システムの操作習熟は受注者の責任と負担で行うとの理解でよろしいでしょうか。	発注者又は発注者のシステム契約先事業者による操作研修の実施予定はありません。 受注者が変更になる場合、業務委託に関する一切の事務について誠意を持って引き継がなければならない旨現受注者との仕様書に規定していますので、上下水道料金システムの端末操作についても、現受注者が新受注者へ責任を持って引き継ぎすべきものです。												
6	第4条/1頁	契約締結日から令和9年3月31日までの引継ぎ・準備期間中に、受注者が人員研修・体制構築等の業務準備を行う為の、準備室を貸与頂くことは可能でしょうか。 貸与頂けない場合、個人情報を取扱いする可能性も鑑みて、機械警備の契約を施した準備室を松本市上下水道局近隣に用意するとの認識でよろしいでしょうか。	上下水道局庁舎内で準備室の貸与は可能です。												
7	第4条/1頁	準備期間中において、本番環境とは異なる研修用料金システム	現受託者が業務に使用している料金センターに設置の端末及												

		端末（スマホ含む）の貸し出しを行うことは可能でしょうか。	び上下水道局庁舎内の電算室にて研修用料金システム（バックアップ環境）の使用が可能です。 検針用スマホについては、検針時期に当たらない毎月中旬・下旬（月末は不可）であれば貸し出しが可能です。
8	第4条第2項/1頁	本業務委託では納入通知書等に受注者の商号が記載されております。受託者が変更になった場合には、受託者変更前・変更後に個別周知が必要になると思われますが、受託者変更前の周知は現受託者に依頼し、検針従事者によるチラシ配布等を依頼する事は可能でしょうか。 また、検針しない使用者（下水道のみ使用者等）については使用者データを貸与頂き、郵送による周知を実施してよろしいでしょうか。	受注者が変更になった場合は、市公式ホームページ、広報まつもと、使用水量のお知らせ（検針票）で周知する予定です。

5 委託業務細目について

No.	質問項目/該当頁	質問事項	回答
1	4 収納業務(2)ア等/11頁	納入通知書・督促状作成について、時間外に作成するものとありますが、他に定例的に時間外で作業をするものはございますでしょうか。	時間外で作業を行っているのは、納入通知書（直納）、納入通知書（口座）、口座一時消込です。督促状作成は時間内に行っています。
2	4 収納業務(2)イ/11頁	一部の使用者とはどのような使用者でしょうか。	主に企業に対して毎月80件から90件程度を早期に発送しています。
3	3 開閉栓業務(1)エ/11頁	開栓時検満メーター交換の、発注者負担か受注者負担になるのかの根拠をお示しいただけますでしょうか。	交換用メーターは発注者負担しますが、交換作業に係る費用は受注者負担です。
4	2 検針及び水道料金等の算出業務 (4)ウ(イ)/10頁	「現地精算は、必ず複数の職員で営業時間内に行う。」とありますが、現場訪問対応を2名以上の職員で行う旨という理解でよろしいでしょうか。または現地に1名、事務所に1名で案件対応し、精算調定の確認を事務所の1名が行う形でしょうか。	不正の防止及び職員の安全確保の観点から、現場訪問対応を2名以上の職員で行う旨を示したものです。

5	2 検針及び水道料金等の算出業務 (2)/9 頁	「イ スマートメーターのデータ取得及びデータ入力」とありますが、スマートメーターの設置件数をご教示ください。また、業務量等資料の3頁にある検針件数にスマートメーターのデータ取得件数は含まれているのかご教示ください。	令和8年度は設置済43個と設置予定80個、さらに令和9年度は58個、令和10年度は72個の設置を予定しています。業務量等資料の検針件数にはスマートメーターのデータ取得件数が含まれています。 今後実施するシステム改修により、一括調定が可能になるため、データ入力は不要になる予定です。
6	2 検針及び水道料金等の算出業務/8 頁	全国的に検針員不足の傾向が見られますが、貴市においても検針員以外（社員・外勤事務等）が検針している場合には、対象の検針件数をご教示ください。	年間39,500件程度です。
7	2 検針及び水道料金等の算出業務 (2)ケ/10 頁	冬季の降雪時の検針についても平常時と同様に現地訪問を行うという認識でよろしいでしょうか。また、積雪認定の取扱いがありましたら認定基準も併せてご教示ください。	前段部分については、ご認識のとおりです。 積雪による認定基準は特にありませんが、認定する期間は原則最大で連続する2の検針期間としています。
8	2 検針及び水道料金等の算出業務 (2)ケ/10 頁	上高地地区の検針に必要となるマイカー規制区間の通行許可申請について、申請手続き及び許可に係る費用は受注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	2 検針及び水道料金等の算出業務 (2)イ/9 頁	「スマートメーターを使用する水栓については、スマートセンターへログインしてデータを取得し検針データを入力する。」とありますが、スマートセンター利用料やデータ使用料等の費用負担区分をご教示ください。 また、スマートセンターへの加入・スマートメーターへのID登録等を受託者で行っていた場合、受託者間又は受託者から発注者への切り替え期間・方法をご教示ください。	スマートセンター利用料及び通信費は発注者の負担とします。 また、現在の登録情報については、発注者がメーカーへ手続きを行い、切り替えます。
10	2 検針及び水道料金等の算出業務 (2)ク/9 頁	共同住宅の差水量の算出方法及び業務フローをご教示ください。	月末に料金システムから当月検針に係る「親子差水量リスト」を受注者から発注者へ提出いただき、発注者で通知や調査が必要と判断したものについて、発注者が作成した文書を受注者が送付しています。
11	3 開閉栓業務 (1)エ	「検定満了又は故障等の理由から、メーター取替の必要がある	約370件程度です。

	/11 頁	ものは受注者で行う。ただし、受注者で取替できないものについては発注者と協議のうえ、対応する。なお、開栓時に 1 年以内で検定満了を迎えるメーターの取替は発注者と協議のうえ、行う。」と記載がありますが、受注者が行うメーター取り替え作業の年間業務量をご教示ください。	
1 2	3 開閉栓業務 (1)エ /11 頁	隔測メーターが交換対象の場合、配線や指針表示機の交換も業務範囲に含まれているのでしょうか。	ご認識のとおりです。
1 3	3 開閉栓業務 (1)イ /11 頁	レコード閉栓と記載がありますが具体的にどのような作業かご教示ください。 また、開閉栓作業における各地域による特筆事項があれば併せてご教示ください。	レコード閉栓とは、現水道使用者の中止手続きをする時点で、メーターの閉栓又は引上げを行わず、中止時の指針を確認して閉栓扱いとするものです。 開閉栓作業について、地域による特筆事項は特にありません。
1 4	3 開閉栓業務 (1)キ /11 頁	残閉栓（片はずし）への切り替え処理とありますが、具体的にどのような作業かご教示ください。 また、レコード閉栓から残閉栓への切り替えを行う際の件数は記載されておりますが通年で行う残閉栓の件数をご教示ください。 上記に加え、レコード閉栓処理を行う際に端末処理及び帳票出力等の作業があれば併せてご教示ください。	残閉栓（片はずし）への切り替え処理とは、水道メーター二次側を外し、キャップにて閉栓を行うことです。これは、閉栓中の止水不良や凍結破損による宅内への浸水等を防ぐ目的で行います。 通年で行う残閉栓の件数は、記録がないため、不明です。 レコード閉栓処理を行う際の端末処理及び帳票出力等の作業については、通常の中止受付と同様です。
1 5	7 水道料金システム運用業務/13 頁	使用する料金システムの操作性や仕組みが事務運用に適していない場合、貴市に改善点の申し送りを行えばシステム改修等の実施は可能でしょうか。	本市の料金システムは、富士通 Japan(株)様の aquastaff（既製品）を使用しており、システム改修は難しい状況です。
1 6	7 水道料金システム運用業務 (6)/13 頁	検定満了データ取替のデータ入力方法についてですが、検満交換票等を用いて個別に入力を行うという認識でよろしいでしょうか。	取替カードを用いてエクセルにメーター番号、指針等の入力を行い、一括で料金システムに取り込みます。
1 7	別表 1 経費区分/21 頁	業務車両の台数及び仕様は発注者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。 また、冬季の検針・停水処分等の業務遂行にあたり、車両装備	上下水道局庁舎敷地内における受注者の業務車両用の駐車スペースは 10 台であり、現受託者の業務車両台数も 10 台です。庁舎敷地内における駐車スペースには限りがあるため、1

		(4WD・冬用タイヤ等)について発注者が求める基準があればご教示ください。	0台を超える場合は、受注者の負担で駐車場を確保いただく必要があります。 冬季の業務遂行時の車両装備について、発注者が求める基準は特にありません。
18	別表1 経費区分/21頁	業務従事者の制服・作業服は検針員含め全従事者に着用させる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	別表2 貸与品等一覧/22頁	貸与品一式(料金システムの端末、スマホ含む)が、故意による故障・破損でない場合、修理費の負担区分はどちらになるのでしょうか。またその判断基準は明確になっていますでしょうか。	特に料金システム端末や検針用スマホにおいては、発注者の契約事業者が保守範囲内と認めるもの以外は、受注者の負担となります。そのため、発注者において判断基準を有しておりません。
20	別表2 貸与品等一覧/22頁	検針用スマホに使用するストラップ等落下・紛失防止に係る備品は貸与品に含まれているのでしょうか。	含まれておりません。